

第1章 宇治市地域福祉計画について

1 計画の目的

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉法改正により、新たに福祉の理念として規定された「地域福祉の推進」を具現化するために、同法第4条に位置づけられた地域福祉の推進を担う3者（住民、社会福祉に関する活動を行う人々、福祉サービス事業者）が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることをめざす、福祉のまちづくりの指針となるものです。

本市においては、前述の3者に社会福祉協議会*（以下、社協）、行政を加えた5者の協働のもと、平成16年3月に「一人ひとりを認め合い ともに支え合う 安心して暮らせる住民主体の福祉のまちづくり」を基本理念とした「第1期宇治市地域福祉計画」を策定しました。

この計画に基づき、行政には、住民ニーズに対応した施策展開や基盤整備、さらに住民や地域の様々な関係機関や団体等が相互に連携、協働して地域福祉を推進する、住民主体のまちづくりに向けた環境を整備することが求められています。

（参考） ～地域福祉とは～

少子・高齢化が進み、また、人々の暮らし方や働き方等が多様化する中で、福祉をとりまく環境も大きく変わってきています。身近な地域社会全体で支援が必要な人たちを支えていくことが、今求められています。

地域の中には、周りにはなかなか見えにくいのですが、いろいろな悩みを抱えた人たちがいます。

例えば、

- ・将来への不安やストレスからひきこもってしまっている人
- ・お天気がいいから散歩をしたい、仲間と話がしたいと思っても誰かの手助けがないとできない人
- ・子育ての悩みを1人で抱え込んでしまい、自分の子どもにつらく当たってしまう人

等が挙げられます。

こうした身近な生活上の課題を解決したり、日常生活における自立を支援したりするためには、行政による公的な福祉施策が必要なことはもちろんですが、それだけで対応するには難しいこともたくさんあります。

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、地域で暮らす人たちがお互いに出会い、支え合っていくことが大切です。

制度によるサービスを利用することとあわせて、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくこと、それが“地域福祉”の基本です。

地域でともに支え合う関係は生活している地域への愛着を生み出し、住民が互いに理解し合える地域をつくる一歩となります。

一人ひとりが日々安心して生活することができるように、人の輪が広がり、地域全体がいきいきと明るく元気になっていけたら、それは、大変すばらしいことではないでしょうか。

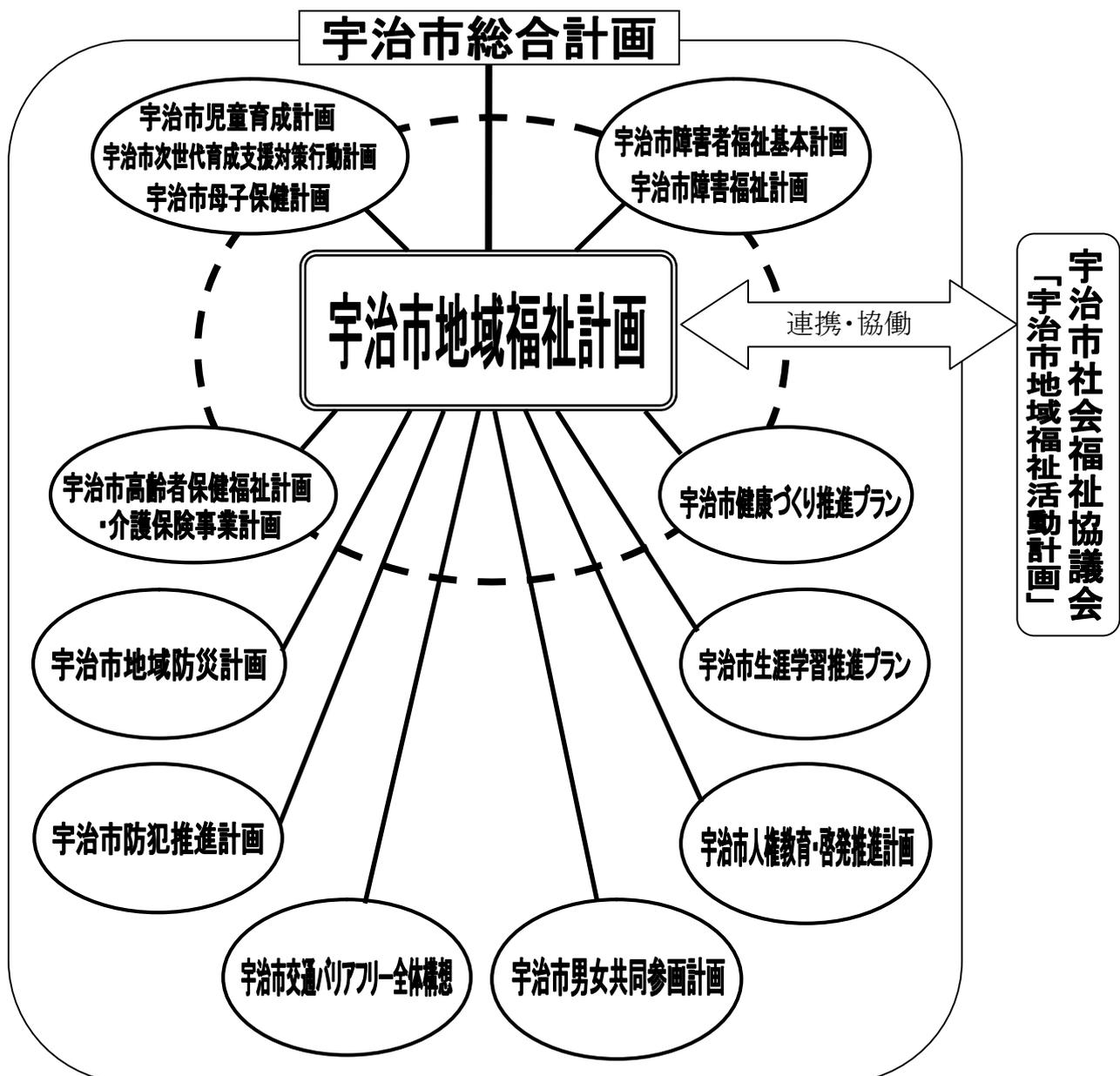
2 計画の位置づけ

「宇治市地域福祉計画」は、地方自治法に基づく「宇治市総合計画」を上位計画としています。また、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「宇治市児童育成計画」「宇治市次世代育成支援対策行動計画」「宇治市母子保健計画」「宇治市健康づくり推進プラン」「宇治市障害者福祉基本計画」「宇治市障害福祉計画」といった行政内部の部門別計画をはじめ、宇治市社会福祉協議会（以下、市社協）の「宇治市地域福祉活動計画」とも理念を共有しており、それぞれの計画に位置づけられた施策や事業が地域福祉推進の視点を持って展開されるよう連携を図っています。

また、「第2期宇治市地域福祉計画」（以下、第2期計画）では福祉部門以外の行政計画とも連携を図ることで、本計画がより総合的な福祉のまちづくり計画となるよう、その具体化を図っていきます。

<計画の位置づけ>

----- 福祉部門計画



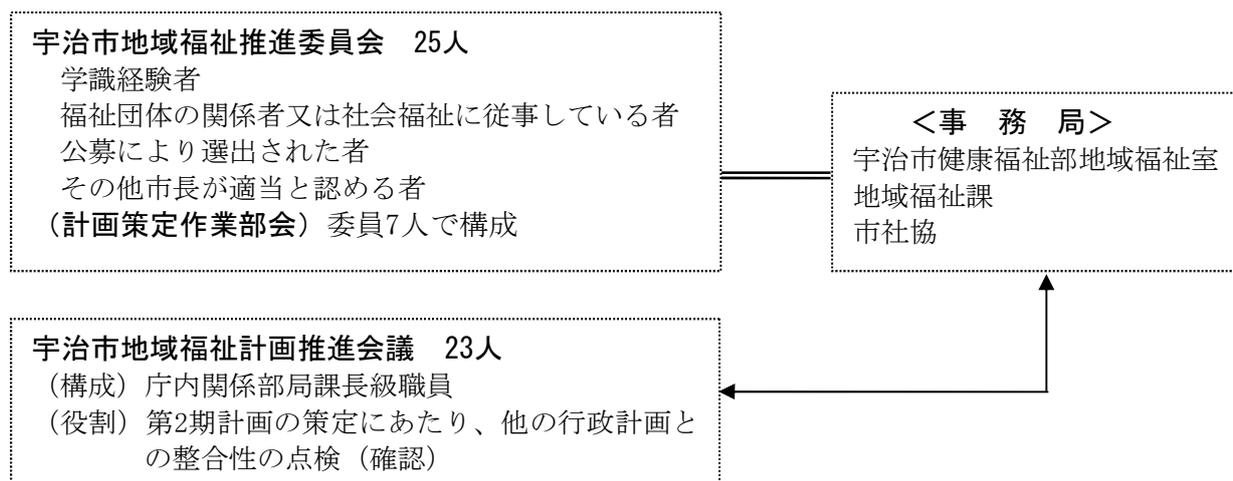
3 計画の期間

計画の期間は、宇治市第5次総合計画と同様に、平成23年度から平成33年度までの11年間とし、概ね5年後に必要な点検・見直しを行います。



4 計画の策定体制と策定手法

(1)策定体制



(2)策定手法

本市では、公募委員を含む25人の委員で構成する「宇治市地域福祉推進委員会」を設置しており、第2期計画の策定にあたり同委員会において協議してきました。

また、次のような手法により集約された住民の声や意見等を最重要の基礎資料と位置づけ、同委員会で設置された計画策定作業部会において整理を図るなど、計画策定過程において住民参加・参画を重視し取り組んできました。

- ①市民3,000人を対象としたアンケートの実施(平成21年11月11日~11月27日)
- ②市民活動団体、福祉関係事業者、NPO*、学区福祉委員会*等に対するアンケート調査の実施(平成22年5月21日~6月4日)
- ③「いきいき福祉 ふれあいのつどい」(地域懇談会)*の実施(平成17年度~)
- ④第2期計画(初案)に関するパブリックコメントの実施(平成22年12月1日~平成23年1月4日)
- ⑤行政内部での検討

5 地域福祉推進における基本的活動エリア

地域福祉推進を図るためには、基本的な活動エリア（＝身近な地域）において、住民が地域福祉活動に積極的に参加できるようになることが重要です。

そこで、第1期計画に引き続き、基本的活動エリアを概ね小学校区とし、実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。

